

柏教職第278号
令和5年6月21日

柏市立小中高等学校長 様

柏市教育委員会
学校教育部教職員課長

地域クラブ活動等に係る兼職兼業の手続等について（通知）

このことについて、令和5年2月20日付柏教職第902号で送付した文部科学省作成の手引も踏まえ、柏市においては下記のとおりとします。

記

1 地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業に係る手続等

(1) 職員から従事について相談を受けたとき

校長は、地域クラブ活動に係る兼職兼業に従事したい旨の相談等があった場合、本人に対して直接、労働条件通知書等に基づいて、以下の点を確認してください。

- ①実際には本人は希望していないが、周囲からの要望や同調圧力から断れないという状況ではないこと。
- ②勤務条件に問題がなく、かつ学校運営に支障がないこと。
(地域クラブに従事する時間においても、教員としての勤務が急遽必要となった場合には、教員としての勤務が優先できる契約であること)
- ③保護者や地域住民への説明責任が果たせるようなものであること。また、学校や教員の信用を失墜させることはないこと。特に、社会通念上適当とは言えない高額な給与等をもたらったり、依頼元に学校の児童生徒を勧誘して見返りにリベート等をもたらったりすることなどが無いこと。
- ④法定労働時間を超える労働時間が月45時間以内となるよう業務改善を図り、かつ兼職兼業に従事する予定の時間が月に15時間以内であること。
- ⑤学校における労働時間と兼職兼業における労働時間を通算した時間から、法定労働時間を差し引いた時間が単月80時間を超えないこと。
- ⑥職務に対する集中力に欠ける場合や地域クラブ活動に注力しすぎて本務である教員としての職務がおろそかになる場合には、兼職兼業の許可の取り消しも含めた指導や対応がなされることに同意していること。
- ⑦教員として指導する時間と、兼職兼業の従事者として指導を行う時間を、明確に区別すること。また、参加者やその保護者にも周知すること。
- ⑧兼職兼業の従事時間は、特業手当を申請しないこと。
- ⑨地域クラブ活動で事故が発生した場合の責任主体は、依頼元（従事先）※であること。また、教員本人に事故があった場合も、公務災害とはならないため、保険に加入しておくことが望ましいこと。

(スポーツ振興センターの災害共済金給付制度対象外であることを理解している。)

⑩教育委員会から許可を受けた後でも、服務監督上問題が生じていないか等について、追加で確認を受けることがあること。

(2) 申請手続きについて

以下を校長から担当に御提出ください。

①兼職兼業願(本人) ②副申書(校長) ③勤務条件が記載された書類
④事故発生時の連絡先が分かるもの(③で確認できれば省略可)
(加えて、担当から、依頼元(従事先)に関する資料の提出を求めることがあります。)

ただし、ボランティアとして無償または実費弁償の範囲内のみの支給で指導する場合、兼職兼業の手続は不要とします。

2 その他

(1) 兼職兼業の文書提出期限について

遅くとも勤務開始日の1週間前までに提出してください。なお、遅れた場合は、手続が間に合わないため、兼職(兼業)または報酬を辞退していただくことがあります。また、日付をさかのぼって申請することはできません。

(2) 柏市部活動地域移行支援事業の交付対象者である柏スポーツ文化推進協会が主催する地域クラブに従事する場合、次のとおり手続きをお願いします。

①「兼職兼業願(本人)」、「勤務条件が記載された書類」、「兼職兼業(地域クラブ)に係る重要事項確認書」を申請者が校長に提出
② 校長が内容を確認し、副申書を作成
③ 校内の申請者全員の書類をまとめ、7月末までに学校から教職員課に提出

※申請書類に関しては、参考資料を添付します。

(3) 兼職兼業で得た報酬に係る納税について

令和5年3月1日付け教職員課発事務連絡文書を参照してください。

(4) 兼職兼業に関して手続きを怠った場合

『懲戒処分の指針』(千葉県教育委員会)における「営利企業等の従事許可を得る手続のけ怠」に該当する場合があります。(参考資料)

(担当)

学校教育部教職員課

岡崎 武史

04-7197-1115

参考資料

(1) 懲戒処分の指針（千葉県教育委員会）

第2 標準例

1 一般服務関係

(1 2) 営利企業等の従事許可を得る手続のけ怠

ア 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、営利企業等に従事した職員は、減給 又は 戒告 とする。

イ 教育に関する他の事業又は事務に従事することの承認を得る手続を怠り、兼業を行った職員は、減給 又は 戒告 とする。

(2) 教育公務員特例法 第十七条

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の規定は、非常勤の講師（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者を除く。）については、適用しない。

3 第一項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

(3) 地方公務員法 第三十八条

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

(第 13 号様式)

例文

兼職（兼業）許可願

年 月 日

柏市教育委員会 様

所 属
職・氏名

印

下記のとおり兼職（兼業）したいので、許可して下さるようお願いいたします。

記

1 兼職（兼業）先の内容

(1) 勤務先の名称及び所在地

柏市内中学校施設（グラウンド，体育館，武道場，その他）または，東葛エリアにおける運動施設，運動場等

ただし，大会参加等の場合は開催場所による

(2) 職名

柏スポーツ文化推進協会指導員

(3) 勤務する曜日及び時間帯

① 土日いずれか 1 日，3 時間を原則とする

② シフトにより，祝日に行く場合もある

③ 総勤務時間は単月 15 時間以内とする

3 給与（報酬）の額

① 1 回当たりの指導に対する報酬 4,800 円(1,600 円×3 時間)

② 大会対応時 4,000 円（年 5 回まで）

4 兼職（兼業）予定期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(注) 依頼書，内容のわかるもの，本人である必要がわかるもの等を添付すること。

例文

兼職（兼業）に関する副申書

発第 号
年 月 日

柏市教育委員会 様

柏市立 学校
校長 印

このことについて、本校教諭 から別紙のとおり兼職（兼業）許可
願いが提出されましたので、柏市立学校職員服務規程第16号の規定により、
下記意見を添えて提出します。

記

- 1 兼職（兼業）許可願提出者の職名及び氏名
教諭 ○ ○ ○ ○
- 2 兼職（兼業）先の内容
 - (1) 勤務先の名称及び所在地
柏市内中学校施設（グラウンド、体育館、武道場、その他）または、東
葛エリアにおける運動施設、運動場等
ただし、大会参加等の場合は開催場所による
 - (2) 職名
柏スポーツ文化推進協会指導員
 - (3) 勤務する曜日及び時間帯
 - ① 土日いずれか1日、3時間を原則とする
 - ② シフトにより、祝日に行く場合もある
 - ③ 総勤務時間は単月15時間以内とする
- 3 給与（報酬）の額
 - ① 1回当たりの指導に対する報酬 4,800円(1,600円×3時間)
 - ② 大会対応時 4,000円（年5回まで）
- 4 兼職（兼業）予定期間
令和5年9月1日から令和6年3月31日まで
- 5 兼職（兼業）についての意見
別添の兼職兼業（地域クラブ）に係る重要事項確認書の内容を遵守の上、
従事することを確認しましたので申請いたします。公務に影響する恐れが生
じた場合、許可の取り消しをいたしますので、許可願います。

兼職兼業（地域クラブ）に係る重要確認事項

令和 年 月 日

柏市立〇〇中学校長 様

氏名 _____ 印

住所 _____

私は、下記の確認事項に同意の上、地域クラブ業務（以下「本業務」）に従事します。

（確認事項）

1. 本業務に従事することは、自身の希望に基づくものであり、周囲からの要望や同調圧力から引き受けるものではありません。
2. 本業務に従事する時間においても、教員として勤務が急遽必要となった場合には、教員としての勤務を優先します。
3. 学校や教員の信用を失墜させることはしません。提示された労働条件以外に高額な給与等をもたらったり、依頼元に学校の児童生徒を勧誘して見返りにリベート等をもたらったりすることはありません。
4. 法定労働時間を超える労働時間が月45時間以内となるよう業務改善を図り、かつ兼職兼業に従事する予定の時間は月15時間以内となるよう努めます。
5. 学校における労働時間と兼職兼業における労働時間を通算した時間から、法定労働時間を差し引いた時間が単月80時間を超えた場合、本事業の指導時間の削減、もしくは、兼職兼業の停止や取消しに応じます。また、運営団体・勤務校・教育委員会間で勤務状況を共有することを承知します。
6. 本務である教員としての職務がおろそかになる場合には、兼職兼業の許可の取り消しも含めた指導や対応がなされることに同意します。
7. 兼職兼業の従事時間は、特業手当を申請しません。
8. 本業務で事故が発生した場合の責任主体は、依頼元（従事先）であることや自身が事故にあった場合も公務災害とはならないことを理解しています。
9. 本業務中に事故にあった場合、スポーツ振興センターの災害共済給付金制度対象外であることを理解しています。
10. 教育委員会から許可を受けた後でも、服務監督上問題が生じていないか等について、追加で確認を受けることがあることに同意します。